

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 外資系企業の取扱い (企業. 職業別 :  
ゴルフ金武湾管理) (7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43478">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43478</a>

米大あて  
往信

極秘  
無期限  
部の内  
号

付属資料あり

部数指示	宛信用	供務用	信	号
主	信	2	1	
付		207-		
属				

発送日 昭和45年6月22日  
処理日  
宛信 4770 枝 do

文書課長 公 信 案 (分項)

公信番号 米北合 第 2286 号 公信日付 昭和 45年 6月 20日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年6月18日 起案者 サトウ 電話番号 445
---	-------------------------------	-----------------------------------

協議先

受領者 米 下田大使  
在 沖繩 高瀬大使

送付先 福田 外務大臣代理

送付先 (若送付先)

件名 (沖縄の) ガルフ社による平安屋島港湾施設の運営

GA-2 20-102 回覧番号

\* 秘密標準 (赤色)

米北合 第 2286 号  
昭和 45年 6月 20日

外務大臣

(件名) ガルフ社による沖縄の平安屋島港湾施設の運営

引用公・電信 日付・番号

本件に関する在京米大使館よりの非公式通報  
とあつた関連資料を貴館参考までに別添写  
1部送付する。  
なお、本件内政討指令案は極秘の合致で  
入手し、その取扱いは厳に注意あり

※ 付属添付 付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

又、特に沖繩においては米軍政対琉球政  
 府等に対して当方が本件指令案を入手した  
 事実を以て（此が）留意あり。

本信送付先 米。

沖繩復帰準備委員会時政対外長

GA-4

外務省

秘密表示（朱印）  
 秘  
 無期限

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	1	1	2
付 属			
備 考	その他		

発 送 日 昭和45年11月27日  
 処 理 日  
 発 信 日

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番号 米コ1 第 1588 号 公 信 昭和 45年 11月 26日

大 臣 主 管 起 案 昭和 45 年 11 月 24 日

政 務 次 官 アメリカ局長

専 務 次 官 参 事 官

外 務 審 議 官 北米第一課長

外 務 審 議 官

官 房 長 森中 電話番号 2466

協 議 先

受 信 者 在 米 大 使 発 信 者 外 務 大 臣

送 付 先 (希 望 送 日)

月 日

件 名 金 武 湾 港 問 題

GA-3 外務省 回 覧 番 号

26 262

米北第1588号  
昭和45年11月26日

在米大使殿

外務大臣

(件名)  
金武湾港問題

引用公・電信  
日付・番号 11月19日付往信米北1号1558号

今般本省において本件経緯等につき、別添のとおりとりまとめがあるので、貴参考までに写し一部を送付する。

※印は文書課記入

※付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

秘密表示(朱印)

あて先別

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付			
属			

発送日 昭和46年1月25日  
処理日  
発信 林 タイプ 検査

文書課長 (印) / 公 信 案 (分類)

公 信 米北1号 第 250 号 公 信 昭和 昭和46年1月22日 日付

大 臣 主管  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長

起案 昭和46年1月21日  
アメリカ腐敗了  
参事官了  
北米才一課長了  
起案者 林 電話番号 2464

協議先

受信者 在米半場大使  
在沖繩高瀬大使

発信者 外務大臣

写送付先 (希望発送日)

月 日

件 名  
日本弁護士連合会の金武湾港問題  
米民政府指令米北1号上の撤回要請

回覧番号

米北合才 250号

昭和46年1月22日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 日本弁護士連合会の釜武湾港に關する  
「米民政府指令オ1号」の撤回要請

引用公・電信  
日付・番号

日本弁護士連合会の標記撤回要請及び  
關連記録等を各1部を何れも参考として  
別添送付する。

本信送付先：米、沖、連、委

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

(※印は文書票記入)

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

日弁連総第三四四号

昭和四五年二月十九日

外務大臣

斐知猷一

殿

沖繩金武灣港の独占的管理運営権を付与した  
「指令第一号」の撤回の要請

本会は、琉球列島米国民政府が指令第一号をもつて米ガルフ社に対し、金武灣港の独占的  
管理運営権を付与したことに関し、別紙のとおり決議されましたので、琉球列島米国民政  
府及び日米両国政府に対し、決議の趣旨実現のため適切な処置をとられるよう強く要望い  
たします。

渡辺 昭  
南 洋  
航空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
力 加  
局 庶務

日本弁護士連合会  
会長 成 富 信



琉球列島米国民政府は、本年八月一日付指令第一号をもつて、沖縄本島中部金武湾の一部、平安座島の東北方にひろがる約十平方キロメートルの海域を金武湾港と指定し、平安座島に石油基地をもつ米企業ガルフ社に対し、六〇年間に亘り同港に対する独占的管理運営権を与えたが、その主たる内容は、出入港の自由、管理運営権譲渡の自由、すべての租税、関税、手数料の免除等租界的權益を附与するものである。

この指令は、第一に沖縄の返還を明後年にひかえ、米国民企業の既得權益の保護をも定め、た日米共同声明を利用して一種の「かけこみ」を行なおうとすることを認めるものであり、港湾管理権者を政府または市町村に限定している民立法「港湾法」を排除し、沖縄官民の意思を無視するものであり、

第二に、六十年の長期間にわたる管理運営権を設定して施政権返還後も補償請求権を含めてその有効性を主張する可能性があること、今後発生する危険がある公害に対し関係当局が適切な措置をとるにつき大きな制約となること等、復帰後のわが国の主権行使に障害となるおそれがあり、

第三に、沿岸の多数の漁民の同海域に有する漁業権を完全に無視して港湾管理権を設定し、一私企業に独占的支配権を与えるため、同海域の利用を求める県民の要求を不当に抑圧し、また琉球政府の策定する地域開発計画の進行に大きな障害となる等、沖縄県民の人權を著しく侵害するおそれがある。

このような米国民政府の指令は人類普遍の原則である主権及び住民の自治権の尊重、財産権の不可侵、植民地的支配排除の諸原則に照らし極めて不当なものといわなければならぬ。

当会は、米国民政府がこのような指令をただちに撤回することを求めるとともに、日米両国政府が速やかに適切な措置をとることを強く要請する。



日弁連総第三四四号

昭和四五年一月十九日

日本弁護士連合会  
会長 成富信



外務省 アメリカ局  
局長 東郷文彦 殿

沖繩金武灣港の独占的管理運営権を付与した  
「指令第一号」の撤回の要請

本会は、琉球列島米国民政府が指令第一号をもつて米ガルフ社に対し、金武灣港の独占的  
管理運営権を付与したことに關し、別紙のとおり決議されましたので、琉球列島米国民政  
府及び日米両国政府に対し、決議の趣旨表現のため適切な処置をとられるよう強く要望い  
たします。



琉球列島米国民政府は、本年八月一日付指令第一号をもつて、沖繩本島中部金武湾の一部、平安座島の東北方にひろがる約十平方キロメートルの海域を金武湾港と指定し、平安座島に石油基地をもつ米企業ガルフ社に対し、六〇年間に亘り同港に対する独占的管理運営権を与えたが、その主たる内容は、出入港の自由、管理運営権譲渡の自由、すべての租税、関税、手数料の免除等租界的權益を附与するものである。

この指令は、第一に沖繩の返還を明後年にひかえ、米国企業の既得權益の保護をも定め、た日米共同声明を利用して一種の「かけこみ」を行なおうとすることを認めるものであり、港湾管理権者を政府または市町村に限定している民立法「港湾法」を排除し、沖繩官民の意思を無視するものであり、

第二に、六十年の長期間にわたる管理運営権を設定して施政権返還後も補償請求権を含めてその有効性を主張する可能性があること、今後発生する危険がある公害に対し関係当局が適切な措置をとるにつき大きな制約となること等、復帰後のわが国の主権行使に障害となるおそれがあり、

第三に、沿岸の多数の漁民の同海域に有する漁業権を完全に無視して港湾管理権を設定し、一私企業に独占的支配権を与えるため、同海域の利用を求める県民の要求を不当に抑圧し、また琉球政府の策定する地域開発計画の進行に大きな障害となる等、沖繩県民の人權を著しく侵害するおそれがある。

このような米国民政府の指令は人類普遍の原則である主権及び住民の自治権の尊重、財産権の不可侵、植民地的支配排除の諸原則に照らし極めて不当なものといわなければならぬ。

当会は、米国民政府がこのような指令をただちに撤回することを求めるとともに、日米両国政府が速やかに適切な措置をとることを強く要請する。